

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）〔第一条による改正〕

改正案	現行	（傍線部分は改正部分）
（議員の定数）	（議員の定数）	
第四条 衆議院議員の定数は、三百三十六人とし、そのうち、二百四十人を小選挙区選出議員、九十六人を比例代表選出議員とする。	第四条 衆議院議員の定数は、四百七十五人とし、そのうち、二百九十五人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とする。	
2・3 （略）	2・3 （略）	
（衆議院議員の選挙区）	（衆議院議員の選挙区）	
第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。	第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。	
2 （略）	2 （略）	
3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。	3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。	
4 （略）	4 （略）	
5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間	5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）	

は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（十六人を超える場合には、十六人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関することができる。

3 (6) (略)

別表第一 削除

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北海道 東北

岩手県 青森県

議員数

七人	四人
----	----

議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人を超える場合には、二十八人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。

3 (6) (略)

別表第一 (略)

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北海道 東北

岩手県 青森県

議員数

十四人	八人
-----	----

静 岐 長 福 石 富 新 東 山 千 埼 群 檜 茨 北
岡 阜 野 井 川 山 潤 陸 京 神 奈 川 玉 馬 木 城 関
縣 縣 縣 縣 縣 都 東 梨 川 級 級 級 級 東 東
縣 縣 縣 縣 縣

十一人

六人十人

十二人

十人

静 岐 長 福 石 富 新 東 山 千 埼 群 檜 茨 北
岡 阜 野 井 川 山 潤 陸 京 神 奈 川 玉 馬 木 城 関
縣 縣 縣 縣 縣 都 東 梨 川 級 級 級 級 東 東
縣 縣 縣 縣 縣

二十一人

十一人十七人

二十二人

二十人

佐 福 九 高 愛 香 德 四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛
賀 岡 州 知 媛 川 島 国 口 島 山 根 取 国 歌 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知
県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

十一人

三人

六人

十六人

佐 福 九 高 愛 香 德 四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛
賀 岡 州 知 媛 川 島 国 口 島 山 根 取 国 歌 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知
県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

二十一人

六人

十一人

二十九人

長 熊 岐 大 宮 鹿 児 県 分 県 島 県 本 県

別表第三（略）

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

長 熊 岐 大 宮 鹿 児 県 分 県 島 県 本 県

別表第三（略）

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第二条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

六

改 正 案

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

現 行

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。